

第2章 認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進

【目指すべき姿】

都民一人ひとりが認知症になってからも自立して、安心して他の人々と共に暮らすことができる。

【現状と課題】

<日常生活におけるバリアフリー>

- 認知症になってからも、また、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「共生社会」に向けた取組を進めることが重要です。
- 認知症になった多くの方が、買い物や移動、趣味活動など様々な場面で外出や交流の機会を減らしている実態があるため、移動、消費、金融手続、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進する必要があります。
- バリアフリーという言葉は、もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差など物理的なバリア（障壁）の除去という意味で使われてきましたが、現在では、障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしている全ての分野でのバリア（障壁）の除去という意味で用いられています。（政府広報「知っていますか？街の中のバリアフリーと「心のバリアフリー」」より）
- 「認知症になると、何もわからなくなる」「何もできなくなる」といった偏見なども、除去すべきバリアです。認知症は誰もがなりうるものであり、身近な人同士で支え合うためにも、都民や民間企業、関係機関等に対する普及啓発を推進し、認知症に対する理解を深めることが必要です。
- 障害者差別解消法では、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。障害者差別解消法上、合理的配慮の提供に当たっては、事業者と障害のある人、両者が対話を重ね、一緒に解決策を検討していくことが重要とされており、こうしたことも参考にしながら、認知症のある人へのバリアフリーについて考えていく必要があります。
- 運転免許証の更新期間が満了する日の年齢が75歳以上のドライバーは、認知機能検査等を受けなければならないこととされています。認知症であると診断された場合は、聴聞等の手続を経た上で免許の取消し又は効力の停止を受けることとなります。
- 多摩地域では、地形状況や高齢者等の身体特性に応じた、公共交通不便地域の移動手段確保が必要となっています。

- 高齢者の中にはデジタル機器に不慣れな人も多く、デジタル機器を活用できる人とそうでない人との間の格差、すなわちデジタルデバイドが生じています。
- 東京都は、都民が年齢を重ねても、買い物や交通・金融機関等の利用を行いながら、地域で安心して生活が継続できるよう、「高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会」において民間事業者と連携して検討を進め、令和4年2月に「高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会報告書」を取りまとめました。
- 心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインに関する学習の推進など、区市町村や事業者等とともに人々の多様性の理解を図る取組や社会参加を促す取組を進めてきました。

<交通事業者におけるバリアフリー>

- 「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」等に基づいて案内設備の充実を進めることが必要です。

<高齢者の住まいの確保等>

- 高齢者の住まいには様々な種類があり、東京都では、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択できるようにするとともに、身体状況等に応じて必要なサービスを受けられるよう、高齢者が安心して居住できる住まいの充実を図っています。
- 高齢化と核家族化の進展により一人暮らしの高齢者は増加しており、社会や地域とのつながりが希薄になっている高齢者もいるため、地域から孤立しがちな高齢者に対する見守りや地域における支え合いの仕組みづくりが必要です。
- マンションにおいても、居住者の高齢化に伴い、認知症のある居住者が増加し、総会での意思決定が困難になるなど、管理運営等への支障が生じうることから、居住者間での認知症に対する理解を促すとともに、認知症対応に取り組む管理組合を支援することが必要です。

<災害時の対応>

- 各区市町村においては、国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(令和3年5月改定)に基づき、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定など避難支援体制の整備が進められています。

<認知症のある人と家族等を地域社会全体で支える環境>

- 認知症になってからも家族と安心して暮らせるようにするためには、身近な地域で、必要な医療・介護・生活支援等を受けることができ、家族介護者等の負担も軽減され

ることが重要です

- そのためには、医療・介護従事者や関係機関が連携して支援を行うとともに、地域住民や商店街、交通機関、金融機関などによる見守り・適切な対応や家族会の活動などのインフォーマルな支援、認知症のある人が社会に継続的につながることを含め、地域の実情に応じたネットワークづくりを進めていく必要があります。
- また、東京都は、認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症のある人と伴走し、共に支え合って生きる「認知症サポーター」の養成や活動支援を進めています。
- さらに、若年性認知症のある人も含め、行方不明となった認知症のある人を早期に発見するためのネットワークづくりや、身元不明高齢者等の情報を区市町村が自ら更新し、閲覧できる都独自の関係機関の情報共有サイトを構築するなど、行方不明・身元不明高齢者の対応を実施しています。

【施策の方向】

＜日常生活におけるバリアフリー化の推進＞

- 認知症のある人を含む全ての人が安全で快適に移動できるよう環境整備を進めるとともに、安心して暮らし、訪れることができるよう、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供を行うなど、円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化を推進します。
- 都は、東京における地域公共交通の基本方針に基づき、地域公共交通の確保、充実に向けて、区市町村が主体的に地域の交通課題の解決に取り組めるよう、技術的、財政的に支援します。
- 誰もが同一内容の情報をリアルタイムに取得し、円滑なコミュニケーションを図ることができるよう情報バリアフリー環境の構築を推進するとともに、全ての人が平等に社会参加できる環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーの理解促進に係る取組を推進します。
- 日常生活や地域生活における移動、消費、金融、小売等の様々な生活環境について、認知症になっても利用しやすいようバリアフリー化を推進するため、「高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会」における検討内容や報告書等を周知するとともに、高齢者のデジタルデバイドを是正する取組も併せて展開していきます。
- 都民、事業者、区市町村及び東京都が有機的な連携を図り、福祉のまちづくりを進めていくため、東京都福祉のまちづくり推進協議会や各種連絡協議会の仕組みを活用し、情報交換や意見調整等を促進します。
- 心のバリアフリーの意識や行動が浸透した共生社会を目指し、ホームページによる

情報発信や集中的な広報活動を実施します。

<交通事業者におけるバリアフリー化の推進>

- 鉄道事業者は「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」などに基づき、取組を進めています。東京都では、鉄道事業者との連絡調整の場などを通じて、ユニバーサルデザインの施設づくり等に関する普及啓発を行います。
- なお、都営交通では、「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」などに基づいて案内設備を整備しており、引き続きガイドライン等に基づいた整備を実施するとともに、より分かりやすい情報の提供に努めます。

<高齢者の住まいの確保等に向けた取組>

- 公共住宅に加え、民間賃貸住宅への入居促進による重層的な住宅セーフティネットを強化するとともに、地域で高齢者を支える仕組みの整備を支援します。
- 住宅のバリアフリー性能の向上を促進します。
- 高齢者向け住宅等の供給を促進するとともに、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準強化等の取組を進めていきます。
- 認知症対応等に取り組むマンション管理組合を支援するため、認知症対応等に関する講習を受講したマンション管理士を派遣します。

<災害時要配慮者対策の実施>

- 東京都は、区市町村が実施する災害時要配慮者に関する情報の共有化、関係機関との連携、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成などの避難支援体制の整備や、避難所、福祉避難所、在宅における要配慮者の生活を支援する体制の整備に対する支援を行います。
- また、要配慮者対策に係る区市町村向け指針の作成・周知などにより、区市町村における要配慮者対策の一体的な向上を図るとともに、自治体間の情報共有を図ることを目的とした福祉保健・防災担当者向け研修会を実施していきます。

<認知症のある人と家族等を地域社会全体で支える環境の整備>

- 区市町村の認知症地域支援推進員が、医療機関、介護サービス事業所、地域包括支援センター等地域の関係機関の連携を図るための支援を行うとともに、認知症カフェなどの認知症のある人や家族等が集う取組や、認知症の本人と家族等と一緒に参加す

るプログラムを提供する取組等を推進します。

- また、東京の地域特性を踏まえ、地域の多様な人的資源・社会資源によるネットワークづくりを進め、単身世帯を含む認知症のある人が社会に継続的につながることや家族会の活動など認知症のある人と家族等を支える地域づくりを支援します。
- さらに、介護者支援の拠点となる医療機関と連携した認知症カフェの設置や家族会の活動の支援など、地域の実情に応じて、認知症のある人と家族等の支援に取り組む区市町村を支援します。
- 認知症サポーターの養成の支援や、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成を実施します。
- 認知症サポーターが身近な地域で活動できる場や復習を兼ねて学習できるフォローアップの機会を提供する区市町村を支援していきます。
- 「チームオレンジ」を区市町村が整備できるよう、チームオレンジコーディネーターの養成を行うほか、チームオレンジの立ち上げや活動を区市町村の状況に応じて支援します。
- 若年性認知症のある人も含め、認知症のある人の行方不明・身元不明については、区市町村におけるネットワークづくりの支援、都独自の関係機関向け情報共有サイトの活用を通じて、早期解決が図れるよう取り組んでいきます。
- 行方不明対策におけるGPSの活用について、認知症のある人が心配だから持たせるといった考え方ではなく、「あなたのことが大切だから、安全のためにGPSを持っていただく」という考え方の啓発に取り組めます。

【主な施策】

・福祉のまちづくりの普及・推進〔福祉局〕

高齢者、障害者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを実現するため、高齢者・障害者団体や事業者団体の代表者、学識経験者等で構成する東京都福祉のまちづくり推進協議会の開催やパンフレットの作成、バリアフリーに関する情報提供などを行います。

・認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業〔高齢包括〕〔福祉局〕

医療機関周辺に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会を開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村の取組を支援します。

・認知症サポーター活動促進事業〈再掲〉〔福祉局〕

認知症サポーターの養成と認知症サポーターの活動を促進するため、認知症サポーターを養成する講座の講師役であるキャラバン・メイトと、チームオレンジの中核となるチームオレンジコーディネーターの養成を行うほか、チームオレンジの立ち上げや活動を、区市町村の状況に応じてきめ細かに支援します。

・認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業〔福祉局〕

区市町村が行う、行方不明認知症高齢者を早期に発見するため、GPSを活用し

た見守り支援や、地域における見守りネットワークの構築のほか、家族会の育成・支援などの取組を支援します。

・ **認知症高齢者の行方不明・身元不明対策〔福祉局〕**

区市町村からの依頼に基づき、認知症が疑われる行方不明高齢者等の情報を都内区市町村などに提供する取組により、関係機関との情報共有を推進します。

・ **マンション社会的機能向上支援事業（マンション管理士派遣）〔住宅政策本部〕**

認知症対応等に取り組むマンション管理組合を支援するため、認知症対応等に関する講習を受講したマンション管理士を派遣します。

事業者コラム

事業者コラム

事業者コラム